

議案第 78 号

前橋市公園条例の改正について

令和 5 年 6 月 13 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公園条例の一部を改正する条例

前橋市公園条例（昭和 39 年前橋市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 大胡ぐりーんふらわー牧場の各公園施設

別表第 1 に次のように加える。

大胡ぐりー んふらわー 牧場	バンガロー	1 棟につき午前 11 時から午後 3 時まで 1, 670 円、午後 4 時から翌日の午前 10 時まで 3, 350 円
----------------------	-------	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 前橋市大胡ぐりーんふらわー牧場の設置及び管理に関する条例（平成 16 年前橋市条例第 25 号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の前橋市大胡ぐりーんふらわー牧場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前橋市公園条例（昭和 39 年前橋市条例第 52 号）の相当規定によりなされたものとみなす。